



2021年8月2日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 宮崎 富夫
(コード番号 7236 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 金井 典夫
(TEL 03-3373-1101)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年8月2日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
株主への利益還元と資本効率の向上を図るため。
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限とする)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.29%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 1,500,000,000円(上限とする)
 - (4) 取得期間 2021年8月3日～2022年1月31日
 - (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(ご参考) 2021年6月30日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数(自己株式を除く) 7,234,767株
自己株式数 1,145,944株

以上